

HIKARI 光通信・知財の窓

—光内外特許事務所—

所長・弁理士 中谷 光夫

東京都中央区八丁堀3-12-5 九管ビル5F

TEL:03-6410-5553 FAX:03-3555-7785

hikari.naigai@mbr.nifty.com

<http://www.hikari-naigai.com/>



2017・4・10

特許庁ステータスレポート2017

国際出願件数が過去最高を更新

特許庁は、最新の統計情報を掲載した「特許庁ステータスレポート2017」を取りまとめた。2016年に受理したPCT（特許協力条約）国際出願件数は2年連続で増加し、過去最高の44,495件（15年：43,097件）に達した。

2016年の日本における特許出願件数は318,381件と、近年漸減傾向である一方、出願年別に見た特許登録率（特許出願件数に対する特許登録件数の割合）は増加傾向にある。

また、意匠・商標についてみると、2016年の日本における意匠登録出願件数は30,879件（15年：29,903件）、商標登録出願件数は161,859件（15年：147,283件）であり、いずれも前年より増加した。

国際的な出願動向については、2016年に日本国特許庁が受理したPCT国際出願件数は44,495件、2015年に世界全体で出願された特許出願件数は2,889千件といずれも過去最高を記録した。

「ステータスレポート2017」は特許庁HPからダウンロードが可能。

<http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/status2017.htm>

均等の第5要件（特段の事情）▽最高裁

後発メーカーの特許権侵害を認定

中外製薬が軟こう薬の製法特許を侵害されたとして、後発医薬品メーカーなど4社を提訴していた訴訟の上告審で、最高裁第二小法廷は、中外製薬の主張を認めて4社に販売の差し止めなどを命じた二審・知的財産高等裁判所大合議判決を支持し、後発メーカー側の上告を棄却した。これにより中外製薬の勝訴が確定した（平成28年（受）第1242号 特許権侵害行為差止請求事件 判決言渡：平成29年3月24日）。

後発医薬品メーカーが輸入・販売している医薬品の製造方法には中外製薬特許の製造方法と

異なる点があった。しかし、二審・知財高裁大合議判決は、均等論（最高裁 平成6年（オ）第1083号「ポールスライン軸受」事件 平成10年2月24日判決）の適用を認めていた。

後発医薬品メーカーは、中外製薬特許の製造方法と異なる点は、「特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情」に相当し、均等論の第5要件が満たされていないと主張していた。

最高裁第二小法廷は、「中外製薬が、本件特許の特許出願時に、本件特許請求の範囲に記載された構成中の、後発医薬品メーカーの製造方法と異なる部分につき、客観的、外形的にみて、後発医薬品メーカーの製造方法に係る構成が本件特許請求の範囲に記載された構成を代替すると認識しながらあえて本件特許請求の範囲に記載しなかった旨を表示していたという事情があるとはうかがわれない」として、後発医薬品メーカーの上告を棄却した。

不正競争防止法を改正 ▽知財本部▽ ビッグデータを保護

政府の知的財産戦略本部は、大量のデータを収集・分析し、ビジネスに活用する「ビッグデータ」について、知的財産として保護する方針を固めた。ビッグデータの保護を盛り込んだ不正競争防止法改正案を来年の通常国会に提出する予定。

保護の対象となるのは、収集や蓄積、保管に一定の投資や労力が必要で、事業活動上の利益を生む「価値あるデータ」を想定。個人情報を含むものは対象としない。個人から収集したデータでも、個人が特定できないよう加工したデータは対象となる。

あらゆるモノがインターネットにつながるIoT時代を迎え、ビッグデータを効率よく収集できるようになったが、現行制度では著作権などの対象ではなく、法律上どのような保護を受けられるのか曖昧だった。

解説

進歩性の判断
審決取消請求事件 知的財産高等裁判所
平成28年(行ケ) 第10068号
平成29年2月7日 判決言渡

第1 事案の概要

原告は、発明の名称を「空気入りタイヤ」とする特許出願(特願2010-215766号)をしたが拒絶査定を受け、不服審判を請求した。特許庁は、不服2014-26370号事件として審理し、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(本件審決)をした。原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

本件審決は、本願発明は、引用例1(特開2001-163008号)に記載された発明(引用発明)及び引用例2(特開平8-230410号)に記載された技術事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができない、とした。

本判決は、引用発明に引用例2に記載された技術事項を適用しても本願発明の構成には至らないというべきであるとして本件審決を取り消した。

第2 判決

特許庁が不服2014-26370号事件について平成28年2月1日にした審決を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

第3 理由

本願発明と引用発明との間に次の相違点があることについては当事者間に争いがない。

コードに係る「第2角度」と、「外側ベルト」の「タイヤ幅方向両側の切断端部」の「配置」とに関する、本願発明では、「前記タイヤ赤道面に対し前記第1角度よりも大きい鋭角の第2角度で交差するコードが全領域に埋設され、タイヤ幅方向両側の切断端部がタイヤ幅方向内側に折り返され、前記切断端部が前記周方向主溝のタイヤ径方向内側位置を避けて配置され、前記トレッドの接地幅をWとすると、両側の前記切断端部が、タイヤ赤道面から(0.15~0.35)Wの範囲に位置している。」

これに対して、引用発明では、「タイヤ赤道面に対し、鋭角の第2角度(所定角度10~35度)で交差するコードが全領域に埋設され、切断端部が周方向主溝のタイヤ径方向内側位置を避けて配置されている。」

本件審決は、上記相違点のうち、接地幅に対する切断端部の位置に関する相違点について、引用例2に記載された技術事項を適用した引用発明において、外側ベルトの切断端部を、トレッドの接地幅をWとした場合に、タイヤ赤道面から(0.15~0.35)Wの範囲に配置することは、当業者が適宜になし得たものであると判断した。

引用例2に記載された技術事項の引用発明への適用

技術分野の関連性

引用発明は、航空機等に装着される高速重過重用空気入りタイヤに関するものである。また、引用例2に記載された技術事項は、十分な負荷能力を有し、高速回転に伴う遠心力に耐えるなどの航空機用タイヤに関する発明についてのものである。したがって、引用発明と引用例2に記載された技術事項は、技術分野が共通する。

引用例2に記載された技術事項の目的

引用例2に記載された技術事項に接した当業

者は、同技術事項は、航空機タイヤであって、ベルト層のコードをタイヤ周方向に比較的浅い角度(10度~30度)に配列したものが有する、トレッド両端部における拘束力の低下という問題点を解決するものであると理解する。

引用発明は、航空機タイヤに関するものであって、「最外側切離しプライ32a」には、多数本のコードが「トレッドセンターEに対して同一の所定角度10~35度の角度で傾斜」して埋設されているから、当業者は、引用発明に係るタイヤは、トレッド両端部における拘束力の低下という問題点を有するものと理解し、同じ問題を解決する引用例2に記載された技術事項を適用することにより、当該問題点を解決することを試みるものと解される。

したがって、引用発明に引用例2に記載された技術事項を適用することは、当業者にとって容易に想到し得たものということができる。

引用例2に記載された技術事項を適用した引用発明は、外側ベルトの切断端部を、タイヤの赤道面から0.15~0.35Wの範囲に位置させるという本願発明の構成を備えるものになるか。

引用例2に記載された技術事項における「トレッドのショルダー部」とは、トレッドの端部を意味するものと認められ、同技術事項は、ベルトプライの両端の折り返し部を、トレッドの端部に位置するように形成するものということができる。

引用例2に記載された技術事項は、ベルトプライの両端の折り返し部を、トレッドの端部に位置するように形成するものであって、引用発明に引用例2に記載された技術事項を適用しても、折り返し部が形成されるのは「トレッドゴム26」の端部である。したがって、引用発明に引用例2に記載された技術事項を適用しても、外側ベルトの切断端部を、タイヤの赤道面から0.15~0.35Wの範囲に位置させるという本願発明の構成には至らないというべきである。

引用例2に記載された技術事項は、ベルトのトレッド両端部に対する拘束力の低下を防ぐために、ベルトプライの両端を、折り返し部がトレッドのショルダー部に位置する程度の幅に折り返すことを示唆するにすぎず、トレッド両端部に対する拘束力の低下を防ぐという目的以外に、折り返し幅を調整することを示唆するものではないから、当業者は、引用例2に記載された技術事項を適用した引用発明において、切断端部の位置を赤道面やトレッドのショルダー部との距離に応じて調整するという発想には、そもそも至らない。

第4 考察

進歩性の判断では特許庁審査官は本願発明と主引用発明との間の相違点に関し、進歩性が否定される方向に働く要素(主引用発明に副引用発明を適用する動機づけ(技術分野の関連性、課題の共通性、作用・機能の共通性、引用発明の内容中の示唆、等々))に係る諸事情に基づき、副引用発明を適用したり、技術常識を考慮したりして、当業者が本願発明に容易に想到できたことの論理づけ(論理の構築)を検討する。論理づけができると判断した場合には、進歩性が肯定される方向に働く要素(有利な効果、阻害要因)に係る事情も含めて総合的に評価した上で論理づけができるか否かを判断する。こうして論理づけができたと判断されたときに「本願発明は容易に発明できた」として進歩性が否定される。

実務の参考になる部分があるので思われる紹介した。

以上

輸入差止件数、依然高止まり 10年連続で2万件を超える

■「知的財産侵害物品の差止状況」■

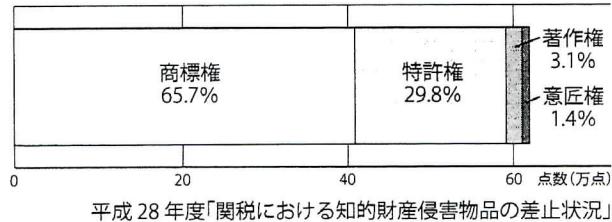
財務省は、偽ブランド品など知的財産権を侵害したとして全国の税関で輸入を差し止めた件数が平成28年度は26,034件だったと発表した。集計の仕方が変わり、前年比11.1%減となっているが、10年連続で2万件を超えており、依然、高止まりの状況が続いている。

知的財産侵害物品の内訳をみると、偽ブランド品など商標権侵害物品が25,666件、偽キャラクターグッズなどの著作権侵害物品が312件だった。バッグ類が10,727件で最も多く、携帯電話とその付属品が4,466件、衣類が3,873件などとなっている。

国・地域別の差止件数は、中国からの輸入が全体の91.9%と7年連続で9割を超え、香港が2.8%、韓国が1.6%と続いた。

また、物品の数をみると、62万2,665点に上り、インターネット通販の利用拡大で、小口の輸入

●輸入差止実績構成比(点数ベース)



■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

■歐州特許庁 2016年版年報■

特許付与件数が大幅増加 日本企業、上位に4社

欧州特許庁(EPO)は、2016年の年報を公表した。それによると、2016年の特許付与件数は95,940件で前年から40.2%と大幅に増加している。特許付与件数の大幅な増加は、EPOが近年取り組んできた審査の迅速化、効率化によるものであるとしている。

日本企業が出願人となっている特許に関しては、出願件数は21,007件(前年比1.9%減)なのに対し、特許付与件数は15,395件(前年比45.6%増)と大幅に増加している。

EPOへの欧州特許出願件数について、国別で見ると、出願件数上位5か国は、米国、ドイツ、日本、フランス、イスの順。

また、出願人別でみると、フィリップスが

差止が増加している。特にプリンタ用インクカートリッジなどの特許権侵害物品の点数が185,781点(前年は932点)となり、大幅に増加した。次いで、携帯電話や携帯電話ケースなどが74,783点、医薬品が39,021点などとなっている。財務省によると、すべてを正規品の価格で換算すると約114億円分に相当すると推計している。

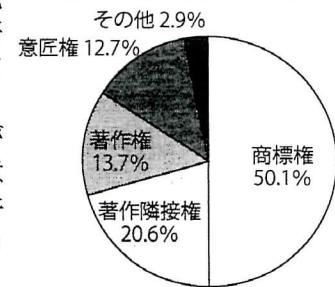
■輸入差止申立ての状況■

最近は特許侵害など専門的な知識が必要になるケースが多く、財務省は企業から協力を得るなどして、取り締まりを強化する方針だ。

知的財産の権利者は、自己の権利を侵害すると認める貨物が輸出又は輸入されようとする場合には、税関に自社製品と侵害品の見分け方などを伝え、差し止めを求めることができるが、財務省は今後、輸入差止の申立てをインターネットでも申請できるようにする方針だ。企業の負担を減らして申請を促し、知的財産侵害物品の取り締まりの強化につなげる。

平成28年末時点において税関が受理している輸入差止申立ての件数は693件。知的財産別では、商標権の申立てが348件(構成比50.1%)、次いで著作隣接権の申立てが143件(同20.6%)、著作権の申立てが95件(同13.7%)、意匠権の申立てが88件(同12.7%)となっている。

輸入差止申立ての構成比



2,568件で2年連続で1位となった。2位はファーウェイ(2,390件)、3位はサムスン(2,316件)の順だった。

出願件数上位25社には、日本企業4社がランクインした。ソニー:13位(1,118件)、トヨタ自動車:17位(870件)、キヤノン:18位(756件)、パナソニック:20位(719件)。

●登録件数●

◆欧州特許登録件数:95,940件(前年比40.2%増)

●出願人の国籍別の登録件数●

順位	出願人国籍	件数
1位	米国	21,939件(前年比46.7%増)
2位	ドイツ	18,728件(前年比32.7%増)
3位	日本	15,395件(前年比45.6%増)
4位	フランス	7,032件(前年比29.6%増)
5位	スイス	3,910件(前年比28.6%増)

(Annual Report 2016)

審決紹介

本願商標「カフェスタイル」は、商標法第3条第1項第3号には該当しない、と判断された事例（不服2016-14351号、平成29年1月11日審決、審決公報第206号）

1 本願商標

本願商標は、「カフェスタイル」の文字を標準文字で表してなり、第33類及び第43類に属する書記載のとおりの商品及び役務を指定商品及び指定役務として、平成27年7月9日に登録出願され、その後、指定商品及び指定役務については、原審における同年12月8日付け手続補正書及び同28年3月30日付け手続補正書により、最終的に、第33類「泡盛、合成清酒、焼酎、白酒、清酒、直し、みりん、洋酒、果実酒、酎ハイ、麦芽及び麦を使用しないビール風味のアルコール飲料、麦芽または麦を使用したビール風味のアルコール飲料（ビール・ビール風味の麦芽発泡酒を除く。）、中国酒、薬味酒」に補正されたものである。

2 原査定の理由（要旨）

原査定は、「本願商標は、『カフェスタイル』の文字よりもなるところ、構成中『カフェ』の文字部分は、『コーヒー、喫茶店』程の意味合いを表し、『スタイル』の文字部分は、『様式、型』等の意味合いを表すものであり、近年、飲食料品を取り扱う分野において、『カフェスタイル』の文字が『喫茶店風、喫茶店感覚』程の意味合いを表すものとして使用されているものと認められる。そうすると、本願商標を、その指定商品に使用しても、需要者に、『喫茶店風の商品、喫茶店感覚の商品』程の意味合いを理解、認識され、商品の品質を表示するものと認識されるにとどまり、自他商品の識別標識としては認識されないものとみられるのが相当である。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、上記1のとおり、「カフェスタイル」の文字を書いてなるところ、その構成中「カフェ」の文字が、「コーヒー、喫茶店」の意味を有し、「スタイル」の文字が、「様式、型」の意味を有するとしても、それらを結合した本願商標全体から、原審説示のごとき意味合いが直ちに認識され、商品の具体的な品質を表示するものと理解されることはいい難いものである。

また、当審において職権をもって調査するも、本願の指定商品について、「カフェスタイル」の文字が、商品の具体的な品質を表示するものとして使用されていると認めるに足る事実は発見できなかった。そうすると、本願商標は、これをその指定商品に使用しても、商品の品質を表示するものということはできないから、自他商品の識別標識としての機能を果たし得るものといるべきである。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第3号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

おしらせ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権

（おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。）

昭和32年 〃 42年 〃 52年 〃 62年	商標登録第507127号～第508024号 商標登録第753739号～第757196号 商標登録第1295338号～第1301499号 商標登録第1981202号～第1988498号
平成9年	商標登録第2722902号～第2723074号
平成9年	商標登録第3343529号～第3348764号
平成9年	商標登録第4051391号～第4061379号
平成19年	商標登録第5074932号～第5080997号

各年の9月1日～9月30日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。
更新登録申請について疑問点などございましたならば、お知らせ下さい。

（明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい）

本願商標「PALM HOLZ」は、商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第16号には該当しない、と判断された事例（不服2016-12566号、平成28年12月14日審決、審決公報第206号）

1 本願商標

本願商標は、「PALM HOLZ」の欧文字を標準文字で表してなり、第19類「木材」及び第20類「家具、ベンチ」を指定商品として、平成27年8月14日に登録出願されたものである。

2 原査定の拒絶の理由

原査定は、「本願商標は、『PALM HOLZ』の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中の『PALM』の文字は、『ヤシ（シュロ）の枝』の意味を有するドイツ語であり、HOLZの文字は、『木材・木製品』の意味を有するドイツ語であり、インターネット情報によると、『Palmholz』や『PALM HOLZ』の文字が、『ヤシの木製木材、ヤシの木製品』を表すものとして使用されている。そうすると、本願商標は、これをその指定商品中、『ヤシの木製木材、ヤシの木製家具、ヤシの木製ベンチ』に使用するときは、単に商品の品質、原材料を普通に用いられる方法で表示するものと認める。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当し、また、上記商品以外の商品に使用するときは、商品の品質について誤認を生じさせるおそれがあるから、同法第4条第1項第16号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当査定の判断

本願商標は、前記1のとおり、「PALM HOLZ」の欧文字を標準文字で表してなるところ、その構成は、同じ書体、同じ大きさによりまとまりよく表されているものであり、これより生ずる「パームホルツ」の称呼も無理なく一連に称呼し得るものである。

また、本願商標は、その構成中の「PALM」及び「HOLZ」の文字が、それぞれ、「ヤシ（シュロ）の枝」又は「木、木材」の意味を有するドイツ語であるとしても、我が国におけるドイツ語の普及度合いを考慮すると、これに接した需要者が、「PALM HOLZ」の文字から直ちに特定の意味を想起し、併せて、商品の品質を表すものとして理解、認識されるとはいい難いものである。

そして、当査定において職権をもって調査するも、「PALM HOLZ」の文字が商品の特定の品質を具体的に直接的に表示するものとして、普通に用いられていると認めるに足る事実を発見できなかった。

そうすると、本願商標は、その構成全体をもって特定の意味を有することのない一種の造語として認識されるというのが相当であるから、これをその指定商品に使用しても、その商品の品質、原材料を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標とはいえず、自他商品の識別標識としての機能を果たし得るものであり、かつ、商品の品質について誤認を生ずるおそれもないというべきである。

したがって、本願商標は商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第16号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消を免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成26年5月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは4月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたならばお問合せください。

●特許、商標の出願状況（推定）

	特許	商標
29年1月分	21,054	11,001
前年比	98%	89%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm